

●香川県告示第152号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、池田加入区について、平成23年香川県告示第172号による保険に付すべき義務は、平成27年4月25日限り消滅したので、告示する。

平成27年4月28日

香川県知事 浜 田 恵 造